

② 施設計画書

施設計画書

1 施設の名称・種類

施設の名称：株式会社ワイエムエコフューチャー 東京エコファクトリー

施設の種類：産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設

2 計画地の位置

東京都大田区京浜島二丁目 8 番 10 号

3 事業主体

住 所：埼玉県草加市青柳二丁目 7 番 45 号

事業 者 名：株式会社ワイエムエコフューチャー

代表者 氏名：代表取締役 加瀬 博章

事業 内 容：

廃棄物処理業

- ・産業廃棄物処分業
- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・一般廃棄物収集運搬業

その他業務

- ・廃棄物処理に関するコンサルティング
- ・ゼロエミッションに関するコンサルティング
- ・廃棄物再生事業
- ・廃棄物の資源化、減量化のための調査、研究、技術開発
- ・古物商

会社設立年月日：昭和 49 年 9 月 30 日

4 設計者

建築物の増改築等、建築行為はありません。

5 事業スケジュール

工事着手・完了予定 : 令和 7 年 8 月

施設稼働予定 : 令和 8 年 3 月

6 許可申請の理由と根拠

㈱ワイエムエコフューチャーは建設系廃棄物の収集運搬及び処分業を行っており、平成 28 年より東京エコファクトリーを稼働。効率的で安全で適正な産業廃棄物の再利用・再資源化を行っている。

第九号議案

平成 12 年には循環型社会形成推進基本法が制定され、またその後各種リサイクル法の制定により廃棄物・リサイクル対策は拡充・整備が図られてきている。近年、循環型社会に向けた社会的気運、排出業者からの要望が高まるなか、「リサイクル社会の先駆者を目指す」とした企業スローガンのもと、リサイクルネットワーク開拓につながる、新たな設備導入が必要と考えた。設備導入により様々な形状の廃棄物に対応でき、また、革新的なモーターによりエネルギー使用量が少なくなり環境に優れた仕様となる。

より多くの廃棄物の再資源化・再原料化やサーマルリサイクル等の再資源化の需要に対応すべく既存施設の処理能力を増量し社会貢献を行うため設置に至る。また、災害ごみの発生時に自治体からの要請に速やかに応えられる体制を整えるため一般廃棄物処理施設の許可も同時に取得する。

表 1、表 2 および表 3 のとおり、今回の計画においては廃プラスチック類の破碎施設、木くずの破碎施設、がれき類の破碎施設の処理能力が建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 第 3 号の規模を超えるものに該当するため、また一般廃棄物のごみ処理施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項のごみ処理施設に該当するため、建築基準法第 5 1 条ただし書許可申請が必要となる。

表 1. 変更の概要

	変更前	変更後
稼働時間	8 時間 (8 時～17 時)	24 時間 (0 時～24 時)
作業時間	24 時間	24 時間
搬出入時間	24 時間	24 時間
産業廃棄物処理施設	表 2. 産業廃棄物処理施設の一覧のとおり	
一般廃棄物処理施設	表 3. 一般廃棄物処理施設の一覧のとおり	

第九号議案

表2. 産業廃棄物処理施設の一覧 51 条許可対象

	施設の種類	産業廃棄物の種類	変更前		変更後	
			処理能力	51条(*)	処理能力	51条(*)
1	破碎	廃プラスチック類	今回品目追加		40.4 t/日(24h)	○
		紙くず	今回品目追加		52.9 t/日(24h)	—
		木くず	17.6 t/日(8h)	×	52.9 t/日(24h)	○(合算)
		繊維くず	今回品目追加		33.0 t/日(24h)	—
		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	単独品目だったため該当なし		44.8 t/日(24h)	—
2	破碎 (廃止)	廃プラスチック類	4.27 t/日(8h)	×	今回廃止	
		紙くず	7.21 t/日(8h)	—		
		木くず	4.79 t/日(8h)	×		
		繊維くず	7.42 t/日(8h)	—		
3	破碎	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	49.5 t/日(8h)	—	148 t/日(24h)	—
		がれき類	71.2 t/日(8h)	×	213 t/日(24h)	○
4	破碎	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石膏ボードに限る)	40 t/日(8h)	—	120 t/日(24h)	—
5	圧縮梱包	廃プラスチック類	192 t/日(8h)	—	576 t/日(24h)	—
		紙くず	190 t/日(8h)	—	570 t/日(24h)	—
		木くず	166 t/日(8h)	—	498 t/日(24h)	—
		繊維くず	115 t/日(8h)	—	345 t/日(24h)	—
		金属くず	259 t/日(8h)	—	777 t/日(24h)	—
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	312 t/日(8h)	—	936 t/日(24h)	—
		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	386 t/日(8h)	—	1158 t/日(24h)	—
6	溶融	廃プラスチック類(発泡スチロール・スチレンフォームに限る)	400 kg/日(8h)	—	1.2 t/日(24h)	—
7	破碎 (新設)	廃プラスチック類	今回新設		430 t/日(24h)	○
		紙くず	今回新設		369 t/日(24h)	—
		木くず	今回新設		676 t/日(24h)	○
		繊維くず	今回新設		147 t/日(24h)	—
		金属くず			1390 t/日(24h)	—
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1230 t/日(24h)	—
		がれき類	今回新設		1821 t/日(24h)	○
		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	今回新設		319 t/日(24h)	—

(*) : 建築基準法施行令第130条の2の3第3号の規模を超えるもの。

○(該当)は、建築基準法第51条ただし書許可が必要になる。

×(非該当)は、建築基準法施行令第130条の2の3第3号により、建築基準法第51条ただし書許可
 手続対象外となる処理能力(工業又は工業専用地域における処理能力6t/日以下の廃プラスチック
 類破碎施設、処理能力100t/日以下の木くずまたはがれき類の破碎施設)

第九号議案

表 3. 一般廃棄物処理施設の一覧 51 条許可対象

	施設の種類	一般廃棄物の種類	変更前		変更後	
			処理能力	51 条(*)	処理能力	51 条(*)
1	ごみ処理施設	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず	今回新設		52.9 t/日(24h)	○

(*)：○(該当)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項のごみ処理施設に該当するもので、建築基準法第 51 条ただし書許可が必要になる。

一般廃棄物については、災害ごみ発生時に自治体からの要請に速やかに応えられるよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項のごみ処理施設の施設設置許可を取得するとどまり一般廃棄物処分業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条）を取得する予定はない。

なお、施設設置許可取得後に、災害ごみの処理について自治体からの要請があった場合、一般廃棄物の処理中は No. 1(破碎機)において産業廃棄物の処理は行わない。